

令和 8 年 3 月 2 日
こども家庭庁
保育政策課・成育基盤企画課
文部科学省
初等中等教育局幼児教育課

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律施行規則等の一部を改正する命令案」及び
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学
大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件案」
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等
の一部を改正する命令案」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣
が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件案」について、令和 8 年 1
月 15 日から令和 8 年 2 月 13 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォー
ーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、
合計 4 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対するこども家庭庁及び文部科学省の考え方は別
紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。
貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	回答
認定こども園の学級編制基準について	1 学級あたりの幼児の人数について、改正案の原則30人以下からさらに引き下げることを検討してほしい。	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」は、認定こども園がその目的等を実現するために必要な、最低限の水準を示しているものです。 これについて、引き下げることの必要性和実現可能性を勘案し、 ・現状、25人以下の学級となっている幼保連携型認定こども園は約8割にとどまっていること ・学級規模を30人以下とした場合でも、一定の園は、その実現までに施設整備や人材確保等のための期間を要することから、まずは原則30人以下とすることとして改正したいと考えています。
	特に3歳児においては、さらなる引き下げが必要であり、年齢別の編成を検討すべき（例えば、15人とするなど）。	上記のとおり、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」は、認定こども園がその目的等を実現するために必要な、最低限の水準を示しているものであることから、必要性和実現可能性を勘案し、まずは原則30人以下とすることとして改正したいと考えています。

	基準の引き下げによって追加的に教員が必要となることも考えられるが、問題ないか。	公定価格において既に30：1以下の配置を可能とする単価となっていることに加え、学級編制調整加配加算等、保育教諭等の加配をする加算があります。なお、今回の基準の見直しを踏まえ、学級編制調整加配加算等について所要の見直しを行っています。
--	--	---